(公印省略) 教財第 1576 号 令和3年2月17日

各県立学校長 様

財 務 課 長

高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)上乗せ支給要綱等の送付について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮し、高等学校等における 教育費を切り詰めざるを得ない世帯もあることから、令和2年度に県が支給した奨学のための給付金 額に、追加で上乗せ支給を実施することとなりました。

これに伴い、兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)上乗せ支給要綱を制定しましたので、関係書類とともに下記のとおり送付します。

ついては、各校において別紙案内文書を参考に、生徒・保護者等に対し、高校生等奨学給付金の上乗せ支給を周知するとともに、支給要綱第5条の規定に基づき、高校生等奨学給付金上乗せ支給対象者一覧表(様式2-1)、(様式2-2)又は(様式2-3)及び高校生等奨学給付金上乗せ支給決定(予定)一覧表(様式3-1)又は(様式3-2)を下記により提出願います。

なお、今回の上乗せ支給は、令和2年度に高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)を支給した「非課税世帯」及び「家計急変世帯」のみが対象となり、生徒・保護者等からの書類は、提出を求めないこととします。

原則として、今年度の高校生等奨学給付金を支給した口座に支払うこととしますが、口座の解約その他の事情がある場合は、生徒・保護者に振込み口座を確認(通帳のコピー等)のうえ、適宜、対応願います。

なお、上乗せ支給にあたっては、提出がありしだい、随時、令達を実施していく予定にしていますが、必ず3月中支払いが完了するようにお願いします。

記

1 送付書類

- (1) 兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)上乗せ支給要綱
- (2) 別紙「奨学のための給付金 上乗せ支給のご案内」
- (3) 高校生等奨学給付金の上乗せ支給に係る Q&A

2 提出書類

- (1) 高校生等奨学給付金上乗せ支給対象者一覧表:様式2-1、様式2-2又は様式2-3
- (2) 高校生等奨学給付金上乗せ支給決定(予定)一覧表:様式3-1又は様式3-2

3 提出期日

令和3年2月19日(金)

兵庫県教育委員会事務局 財務課

学校経理·整備班(就学支援担当)担当:渡瀬

T E L:078-341-7711 (内線 5636)

E-mail: hiroki_watase@pref.hyogo.lg.jp